

国税通則法「改正」案何が問題

民主、自民、公明の3党は10日、未成立で積み残しとなっている2011年度税制「改正」項目のうち、強権的な徴税を狙う国税通則法の「改正」を現在開かれていた臨時国会で成立させる方針で一致しました。国税通則法「改正」の何が問題か、関本秀治税理士に聞きました。

関本秀治税理士に聞く

「改正」案は、今でさえ強権的な徴税を行ってはならない課税庁の調査権限の一方的強化を狙ったものです。改悪を許さず廃案に追い込むことが必要です。「改正」案の主な問題点を見てみます。

課税庁権限強化

税務職員は、所得税などに関する調査において、必

「改正」案は、課税庁による「質問」「検査」のほか「事前通知を要しない場合」として、予告なしの調査を法定することです。「恐怖調査」が横行し、納税者の権利は著しく侵害される危険があります。また、今回の「改正」で



関本秀治税理士

込みます。

この提出要求の拒否には「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。

要があるときは、納税者の事業に関する帳簿書類などを検査することができま

現場では、「預かり」と称して提出を強要する例がありました。今回の「改正」によって、これが法的な強制力を持つことになりま

す。

さらに重要なことは、「事前通知を要しない場合」として、予告なしの調査を法定することです。

は、課税庁が税額の増加などを求める「更正」などの行政処分の際に、その理由を提示(理由付記)することが義務付けられます。

理由を示すことは本来、当然であり、これまで部分的にしか行われてこなかったことが問題なのです。

ところが、「改正」案は理由付記と抱き合わせで、所得300万円以下の零細事業者にまで記帳・記録保存義務を拡大することを盛り込みました。



TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)が開いた国税通則法「改正」法案上程反対集会(11日、国会内)

予告なし「恐怖調査」の横行 治安立法に利用への懸念も

これは、零細業者に耐え難い負担を課すと同時に、消費税の増税時代に備えるという思惑も込められていると考えられます。

労働組合も対象

こうした質問検査権の規定は、これまで個別の各税法で定められていました。今回の「改正」では、質問検査権の規定を、国税通則法に集約化することを盛り込んでいます。つまり、国税通則法のもとで、すべての税目に質問検査権の網をかけることができるということなのです。

これは、これまで一般的な質問検査権が及ばなかった、労働組合や業者団体、民主団体やそのほかの任意団体などに対する帳簿等の提出要求を含む質問検査権の行使が、全面的に可能になるといっています。

このように見てくると、一般的な質問検査権が民主団体などに対する治安立法

として利用される懸念が拭いきれません。1963年の民主商工会に対する大弾圧が税務調査を口実として行われたことを忘れてはなりません。

大増税の露払い

民主党政権は、10年代半ばに消費税を10%まで引き上げることが目指しています。復興財源確保のため

今回の「改正」は、大衆課税強化に向けた地ならしといえます。

だまし討ち改正

国税通則法の「改正」は、もともと曖昧だった納税者の権利を法律上明らかにするという「納税者権利憲章」制定の動きの中で出てきたものでした。

ところが、民自公3党の密室協議の下で、「権利憲章の制定」や「納税者の権利」に多少でもかわる部分は全面的に削除されてしまいました。残されたのは、納税者の義務強化と、課税庁側の権限を著しく強化する内容でした。

こうしただまし討ちに加担し、納税者の権利を著しく侵害する「改正」案の成立をたくらむ民自公3党の責任が厳しく問われなくてはなりません。